

令和6年第9回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年9月24日（火）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年9月24日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 5号 取消願について
日程第 3 議案第 46号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 47号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 48号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 49号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 50号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 51号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
整備計画の変更について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	欠
4	見坂トシ子	欠	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 又吉 奈穂 主任主事

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間7分

どはない事などから、やむを得ないのではないかと思いましたが、尚、詳しくは別紙調査書をご覧いただきたいと思ひます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第46号 農地法第3条の規定によります許可申請について、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第46号 農地法第3条の規定によります許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

日程第4 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をおこないます。受付番号27号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。27号について報告いたします。9月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。別図の47-27をご覧いただきたいと思ひます。右の下の方に小さい字で道と書いてある所がありますけれども、その道を下方向へ300mほど進むと、●●●●●より●●に向かう●●●●●●●●にでます。現在、墓地は山の麓にあるんですが、落石、墓石の倒壊の恐れがあり、宅地に隣接する田に移設するための転用申請です。申請地の上の●●●●●というのが、申請人の住居でございます。周辺は申請人の所有する農地等に囲まれており、周辺に及ぼす影響はないと確認し、やむを得ないと確認しております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号28号につきまして、7番 津田委員さんお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号28号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。

次へまいります。日程第5 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号62号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。62号について報告いたします。9月10日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。別図の48-62をご覧くださいと思います。申請地は先ほどの3条申請の71号に隣接する、田495㎡でございます。譲受人は申請地を譲り受け、住居を新築する所有権移転の申請です。譲渡人は高齢で管理等が困難という事でございます。周辺農地等には何ら影響もなく、許可妥当と確認をいたしております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に63号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは63号について説明をさせていただきます。現地確認につきましては9月10日に、農業委員、推進委員、事務局の方で現地を確認しております。現地の場所ですが、図面番号48-63を見ていただきたいと思います。場所的には、●●●●●、現在、●●なっておりますけど、昔の●●●というのがありまして、●●から約500mぐらい●●●●●にさかのぼった所の●●●●●の畑だったところなんです。調査書の方にちょっと書いてありますけど、以前ここに●●●●●というのがあったのですが、工場が操業している時に、すでに無断転用というような形になりますが、駐車場という形で、整地して使っていたそうなんです。それで今回、新しく●●●●●という会社が、事業経営を引き継ぎまして、今度は●●●●●の倉庫と営業所として使おうという事です。あらたに契約をし直す時に、ここが畑のままになっておると。それでは困るという事で、正規の手続きをするという事で、契約をするという事に

○光永委員

1 番 光永です。受付番号 1 2 号について報告いたします。9 月 1 1 日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しましたので報告いたします。図面番号 4 9 - 1 2 をご覧ください。今回の申請人は申請地の右下の方に●●というお家がありますが、そのお家から●●●という川を渡って、対岸にあるこの申請地を耕作しに行かれていました。他にも田んぼはありますが、ここは再々洪水により護岸が流されたり、あるいは流木が入ったりという事で、なんどもそういう災害に遭われた土地だそうです。今回、申請された場所も護岸がほとんど壊れて、田んぼとして復旧するのは困難という事で、今回の申請となっております。本人さんも高齢で、回復しても田として使うのが困難だということでの今回の申請です。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？

先ほどの 1 2 号につきましては、もう災害復旧等は一切されないということでしょうか？

○光永委員

護岸工事はされるでしょうけど、圃場には流木が入ったような状態で。過去に 3 度ぐらい護岸が流されたという事で、持ち主さんも高齢で、川を渡ってまで行って復旧はしないと。一応ですね、すごく狭い道がついていたんですが、もう原野となって、令和 3 年の洪水、8 月の洪水で護岸が流れており、まる 3 年だってようやく護岸の復旧になるという事なんですが、高齢なんで農地の復旧自体は無理だという事でした。

○田中会長

護岸の改修はされますが、農地の復旧はもうできないという理解ですね。申請地に行くのは、どうして行っておられたんですか？

○光永委員

橋が下流にあってそれを渡ってトップカーで。

○田中会長

分かりました。その他ございませんか？

質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し、採決に入りたいと思います。議案第 4 9 号 非農地証明申請につきまして、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第49号 非農地証明申請につきましては受理することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時04分 休憩

午後2時09分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

続きまして、日程第6 議案第50号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第50号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

日程第7 議案第51号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 又吉主任主事概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明が終わりました。





ない事を確認し、宅地への転用に伴う除外は妥当であると確認しました。

続きまして位置番号13および14について報告します。この2つの申請については、申請者は異なりますが、隣接する農地で、同一人物の庭敷きとして利用するための申請でありますので、一括して報告します。申請地の場所は、美土里町●●●●から●●●●●●●●を●●●●へ3kmほど進んだ●●●●にあります。位置番号13の申請地については、譲受人の先代が、申請者が土地を購入した際、畑であった土地を庭敷きに変えたことにより、現況との不整合が生じており、現況地目に合わせるための農業振興地域からの除外申請となります。また位置番号14の申請地については、先代が位置番号13の隣地を購入した際、畑であった土地を隣地と一緒に庭敷きに変更したことにより、現況と地目に不整合が生じており、現況と地目を一致させるための農業振興地域からの除外手続きになります。いずれも農地以外に囲まれた土地であり、支障はない事を確認しました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に高宮地区にまいります。位置番号17号および18号について、2番 秋國委員さんお願いいたします。

○秋國委員

2番 秋國です。去る9月13日に、午後から農業委員、推進委員、事務局で現地の確認を行いましたので、その結果を報告いたします。まず位置番号17ですが、小さい地図の⑰をご覧くださいと思います。申請地はですね、高宮町の●●●●●という集落がございますが、その集落に申請地がございます。場所はですね、美土里町の●●●●●がありますね、●●●●。その前の●●●●●を約800mぐらい入った所に、この申請地、●●●●●にあります。申請地は自宅の前の進入路という事で、●●●●沿いの雑種地みたいな感じになっていますが、その場所へ進入路を設けるという事で、今回の申請でございます。周囲は申請人の土地でございます、他の農地への悪影響などは全くありませんので、問題はないと思いました。

続いて18号ですが、申請地はですね高宮町の●●●●、集落は●●●●というところでして、●●●●の●●●●●●●●を●●●●●●●●から●●●●●●●●へ行きますと、途中下ってまいりますと、小さな4通じがございまして、それを左側に入って約500mぐらい入った所に申請地がございます。この申請地は以前、一回申請をされたのですが、申請の中身が違っていたという事で、今回再申請でございます。申請地の周りは、山と田んぼがございまして、申請地の中に墓所と倉庫などが建っているという事で、今回新たに申請しなおしております。他の農地への悪影響などはないことなどから、やむを得ないのではないかと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に甲田地区でございますが、位置番号20、22号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。20番についてまず報告します。●●●●●●を●●●●へ行くと、あと2kmぐらいで●●という所に、以前は信号がありました。今は信号がなくなっている交差点がございます。●●より2km手前に信号が元あった所を左に上がって行くと、約200m行った左手に今回の場所があります。●●●●というお名前の建物がありますけど、ここは母屋がこの位置で、その手前に納屋が建っています。この納屋を建てられたのが昭和63年頃と思われるので、その時に進入路、あるいは庭敷きを拡張されたのが63年頃じゃないかということが、今回申請人の●●さんが、ここを空き家バンクの方に登録して売ることになって、発覚しました。今回の申請は始末書を添付と。周りの土地は申請人の●●さんの土地なので致し方ないかなというふうに見てまいりました。以上で20番について報告を終わります。

続いて21番について報告します。図面番号21をご覧ください。●●●●●●より約1kmほど●●●●に進んだ所に現地がありますが、左手には●●●●●●●●●●があり、すぐ右手には●●●●という場所的にはいい所なんですけど、この●●さんという建物が今回の進入路となる所なんですけど、申請人の●●さんは娘さんという事で、今回、この家を売りたいと調べたところ、進入路がまだ農地のままだったという事で。申請地は●●●●●●にこの辺の土地改良をした時に換地処分として農地をもってきたと。そしてこの進入路が付けられたと。そういうふうになっております。今回始末書を添付しての申請となっております。周りの農地に影響はない事を確認してまいりました。以上でこの2件の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に22号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。位置番号22号について報告します。9月11日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。場所は●●●●●●●●の●●●●●●●●●●●●●●●より、●●●●●●へ300m進んだところに申請地があります。申請人は●●●●●●を扱うような店舗を営んでおられて、現在は店舗前に1台分ぐらいの駐車場がありますが、お客さんも増えてこられたようで、申請地を駐車場として利用するための今回の申請です。計画に対する面積も妥当ではないかと思われまして、他の農地とは道路等で区切られており、他の農地等への支障もないため、今回の申請は妥当ではないかと思われまして。以上です。



いて、諮問通り認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第51号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更につきましては、諮問通り認定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第9回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時42分 閉会